

平成25年10月以降の年金額について

- 年金額は物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組み（物価スライド）を基本としています。
- 現在お支払いしている年金は、平成11年から13年にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法で年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）になっており、全体で毎年約1兆円の給付増となっています。（別紙1）
- 平成16年の年金制度改正で、長期的な給付と負担の均衡を図る仕組み（マクロ経済スライド）が導入されましたが、この仕組みは特例水準を解消した後に発動することになっています。マクロ経済スライドによる給付水準の調整を早期に開始することは現役世代（将来の年金の受給者）の年金水準を確保することにつながります。（別紙2、3）
- このような観点から、平成24年11月に成立した法律（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号））で、特例水準の計画的な解消を図ることが定められました。具体的には、本来の年金額との差の2.5%を平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に解消することとなっており、平成25年10月からは年金額が1%の引下げとなります。（別紙4）

<平成25年10月から平成26年3月までの年金額の例>

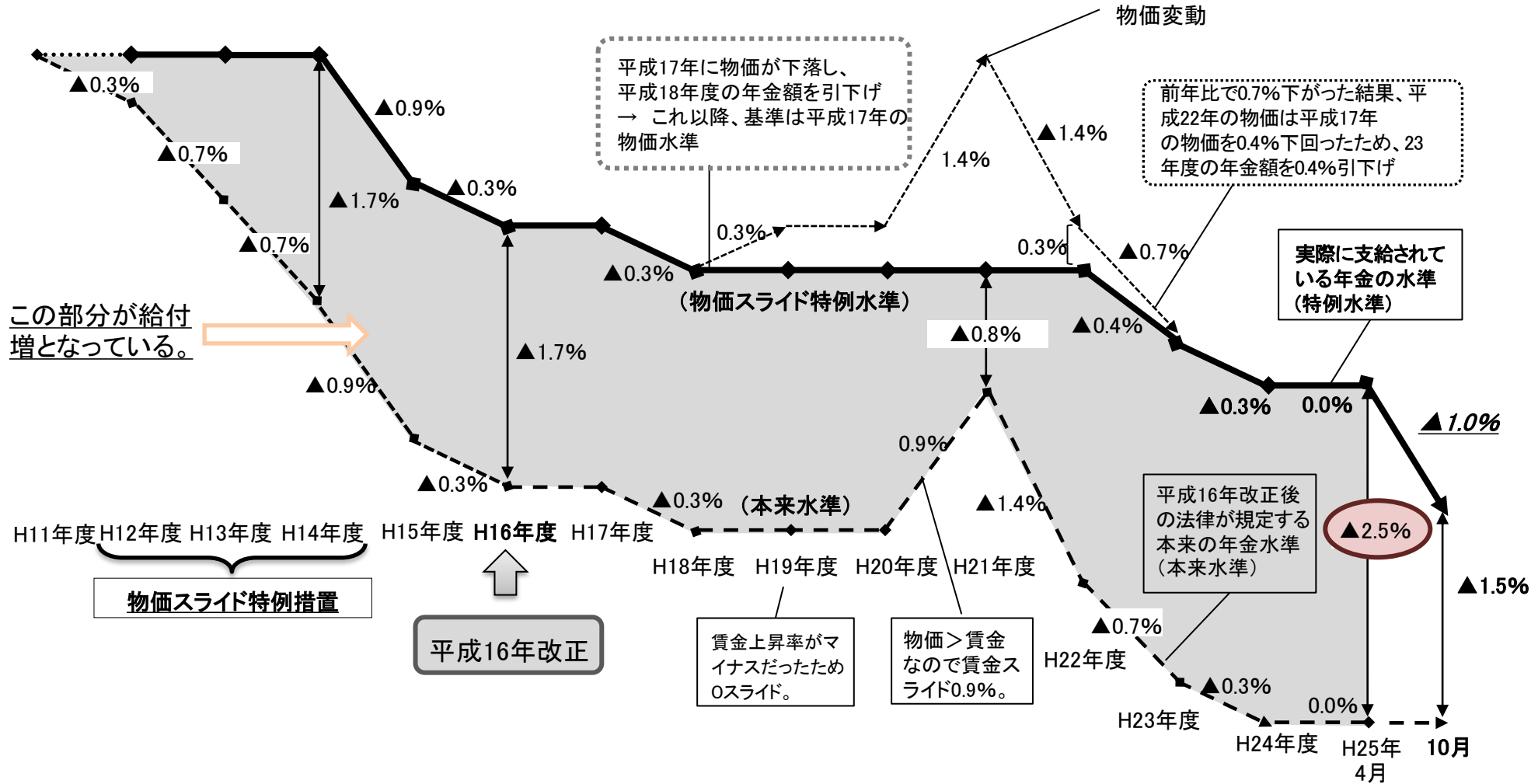
	平成25年4～9月（月額）	平成25年10月～平成26年3月（月額）※1
国民年金 （老齢基礎年金（満額）：1人分）	65,541円	64,875円 （▲666円）
厚生年金※2 （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	230,940円	228,591円 （▲2,349円）

*1 実際に引下げとなる額については、端数処理等の理由により、平成25年4～9月の年金額の1%に相当する額と完全に一致するものではありません。

*2 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の年金額です。

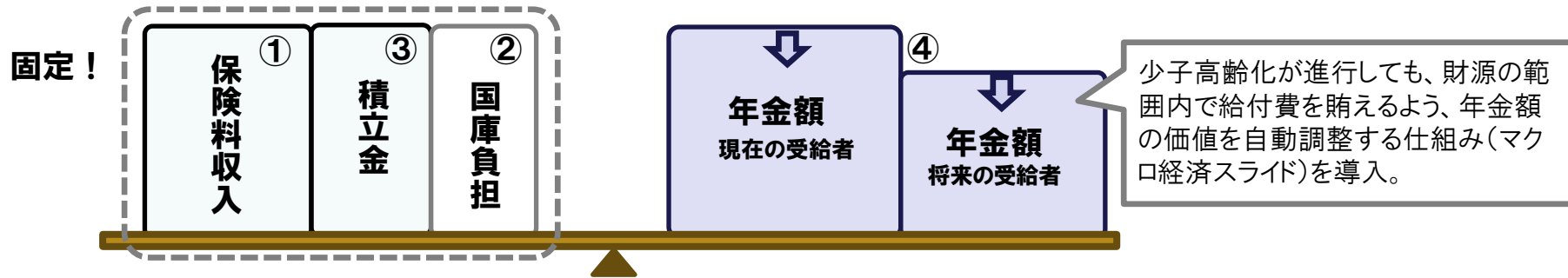
年金の特例水準と本来水準の推移について

- 現行のマクロ経済スライドは、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成25年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。
- 特例水準と本来水準の年金給付の差額(基礎年金+厚生年金)は毎年約1兆円となっており、過去の累計(平成12~24年度)では約8兆円となっている。



現行の年金制度における長期的な財政の枠組み

- 現行の年金制度には、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入されている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：

- ・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ) 厚生年金17.120%(平成25年9月～)
- ・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) 国民年金15,040円(平成25年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

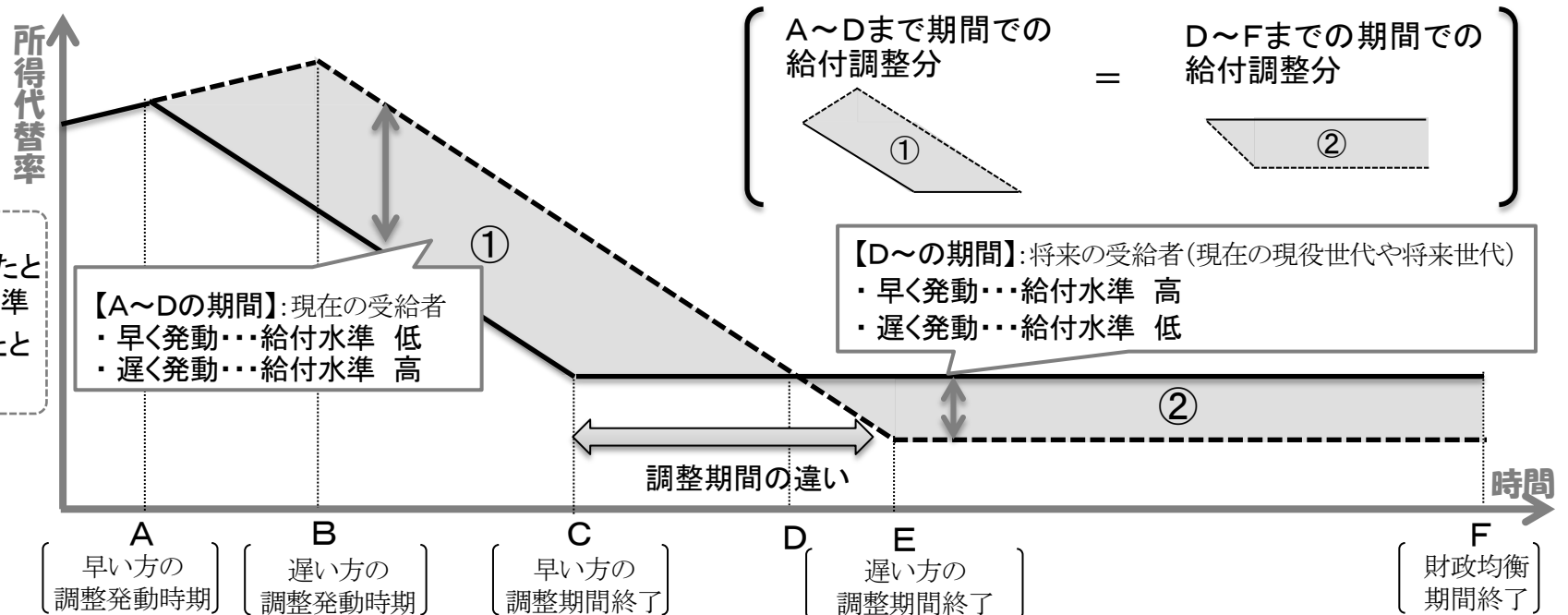
※標準的な年金給付水準の現役サラリーマン世帯の平均所得に対する割合(所得代替率)
62.3%(2009年度) → 50.1%(2038年度以降) ※平成21年財政検証結果

この水準を確保する上でも早期にマクロ経済スライドによる調整が必要

マクロ経済スライド発動時期の違いによる年金額への影響

- マクロ経済スライドの仕組みについては、発動のタイミングが早ければ、早くからマクロ経済スライドにより給付調整が行われるため、マクロ経済スライドの調整期間は早く終わる。
- 結果として、現在の受給者の給付水準は低くなり、将来の受給者の給付水準は高くなる。逆に言えば、マクロ経済スライドの発動が遅ければ、現在の受給者の給付水準は、高く、将来の受給者は低くなる。

<マクロ経済スライドの発動時期の違いの影響イメージ>



特例水準解消のスケジュール

物価も賃金も変動のない場合

【25年10月(▲1.0%)、26年4月(▲1.0%)、27年4月(▲0.5%)】

※実際には、物価・賃金の変動により、特例水準・本来水準とも変化
 ※本来水準が特例水準と一致または上回った場合に特例水準は解消

